令和６年７月 12 日

伊達市教育委員会
教育長　影　山　吉　則　様

伊達市文化財審議会　会長　浪越　朗

伊達市指定文化財の指定等について（答申）

令和６年７月 12 日付けで諮問のありました標記の件について、文化財審議会において慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

１．物件１　「小野潭筆　開拓絵画資料」の指定について
本物件については、伊達市の有形文化財に指定することが適当である。

２．物件２　「胆振縦貫鉄道　徳舜瞥駅（国鉄胆振線　新大滝駅）跡」の指定について
本物件については、伊達市の史跡に指定することが適当である。

３．物件３　市指定文化財「土蔵倉」（指定番号　第26号）の指定解除について
本物件につていては、指定を解除することが適当であると判断される。
ただし、写真等による記録を保存すること、将来的に解体等を行う場合は部材が活用される方法も検討するよう所有者に依頼することを教育委員会に求める。